

国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	本給月額について、人事院勧告を参考にして0.5%引き下げた。
理事		法人の長と同様の改定を行った。
理事(非常勤)		該当者なし
監事		法人の長と同様の改定を行った。
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,709	11,732	4,422	469 (地域手当) 85 (通勤手当)			
A理事	10,825	6,981	3,496	279 (地域手当) 68 (通勤手当)		12月30日	◇
B理事	2,032	1,948	0	77 (地域手当) 6 (通勤手当)	1月1日		◇
C理事	13,418	9,274	3,496	370 (地域手当) 276 (通勤手当)		3月31日	
D理事	13,191	9,274	3,496	370 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月31日	

E理事	千円 13,373	千円 9,274	千円 3,496	千円 370 (地域手当) 231			
F理事	千円 13,191	千円 9,274	千円 3,496	千円 370 (地域手当) 49 (通勤手当)			
A監事	千円 9,402	千円 7,195	千円 1,762	千円 287 (地域手当) 156 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,040	千円 2,040	千円	()			

総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法に規定する、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、本学役員として在職する者)であることを示す。
「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 2,502 (42,786)	年 月 2 0 (32) (0)	3月31日	1	本学の役員退職手当規程に基づき、その職務実績に応じた業績勘案率を乗じて決定した。	
理事B	千円 2,502 (46,587)	年 月 2 0 (38) (6)	3月31日	1	本学の役員退職手当規程に基づき、その職務実績に応じた業績勘案率を乗じて決定した。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから、人事院勧告を参考に適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮し実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容				
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、職員の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。				
本給月額 (昇給)	勤務成績判定期間(昇給日(1月1日)前1年間)の勤務成績に応じて下表のとおりとしている。				
	きわめて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
	8号給以上	6号給	4号給 3号給(管理職層)	2号給	0号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給
	*下段は55歳以上の職員について適用する。				
本給月額 (昇格)	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。				

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

1. 人事院勧告を参考にして、平成24年4月1日より以下のとおり改定を行った。

- ① 初任給など若手層を除き、本給月額を平均0.23%引き下げた。
- ② 平成18年の給与構造改革の本給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を、本給表の改定に伴い、調整率を踏まえた率(99.1%)を乗じて得た額に引き下げた。
- ③ 平成24年4月1日現在で36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における昇給を抑制された職員の号給を、昇給抑制の回復措置として1号給(30歳に満たない職員にあっては2号給)上位に調整した。

2. 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・本給関係:本給月額に、下記の表に応じ、それぞれ支給減額率を乗じて得た額を減額する。

本給表	一(一)	一(二)	海(一)	海(二)	教(一)	教(二)	教(三)	医(二)	医(三)	支給減額率
級	10～7				5					▲9.77%
	6～3	5～4	5～3	5～4	4～3	4～3	4～3	6～3	6～3	▲7.77%
	2～1	3～1	2～1	3～1	2～1	2～1	2～1	2～1	2～1	▲4.77%

・諸手当関係:

管理職手当については、月額に10%を乗じて得た額を減額する。
 期末手当及び勤勉手当については、その額に9.77%を乗じて得た額を減額する。
 地域手当、広域異動手当及び特勤勤務手当の本給月額等に連動する手当の月額や、超過勤務手当、休日給、夜勤手当の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額、退職者の給与は、本給月額等の減額相当分を減額して支給する。

・国と異なる措置の概要:

医学部附属病院に所属する医療職員及び技能職員については、減額を行わない。
 附属学校に所属する教員、栄養士及び調理師については、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間、本給月額に3%(管理職員については、平成24年7月1日から平成25年7月31日までの間、本給月額に8%)を乗じて得た額を減額する。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・本給関係:本給月額に9.77%を乗じて得た額を減額する。
- ・諸手当関係:地域職手当及び期末特別手当においては、その額に9.77%を乗じて得た額を減額する。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,420	43.7	6,588	4,973	82	1,615
事務・技術	327	43.5	5,200	3,908	112	1,292
医療職種 (病院看護師)	279	35.0	4,690	3,537	43	1,153
教育職種 (大学教員)	645	47.9	8,265	6,249	82	2,016
技能・労務職種	4	51.5	4,690	3,494	44	1,196
海事職種	6	52.3	7,100	5,309	0	1,791
海技職種	8	41.1	5,343	4,032	0	1,311
教育職種 (附属高校教員)	20	47.6	7,576	5,707	116	1,869
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	41.4	6,511	4,920	118	1,591
医療職種 (病院医療技術職員)	76	40.2	5,070	3,819	89	1,251
その他医療職種 (看護師)	2					
寄附講座教員	5	44.9	8,565	6,571	62	1,994
産学官連携講座教員	4	50.3	8,696	6,642	24	2,054

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員を除く。
 注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。
 注:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
 *「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。
 *「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。
 *「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。
 *「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。
 *「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。
 *「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。
 *「寄附講座教員」とは、寄附金により運営される講座に所属する教員を示す。
 *「産学連携講座教員」とは、企業と共同研究のために運営される講座に所属する教員を示す。
 注:在外職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	1					
教育職種 (外国人教師等)	1					

注:教育職種(外国人教師等)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	43.2	7,359	7,359	66	0
教育職種 (大学教員)	14	39.4	6,696	6,696	54	0
特任一般職員	3	56.5	7,369	7,369	73	0
特任教員	2					
寄附講座教員	11	40.9	7,799	7,799	92	0
産学官連携講座教員	1					
特別教員	1					

注:任期付職員(年俸制)の「特任教員」、「産学官連携講座教員」及び「特別教員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

*「特任一般職員」とは、事務・技術のうち、年俸制で雇用される者を示す。

*「特任教員」とは、教育職種(大学教員)のうち、任期を定め、年俸制で雇用される者を示す。

*「特別教員」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員のうち、年俸制で雇用される者を示す。

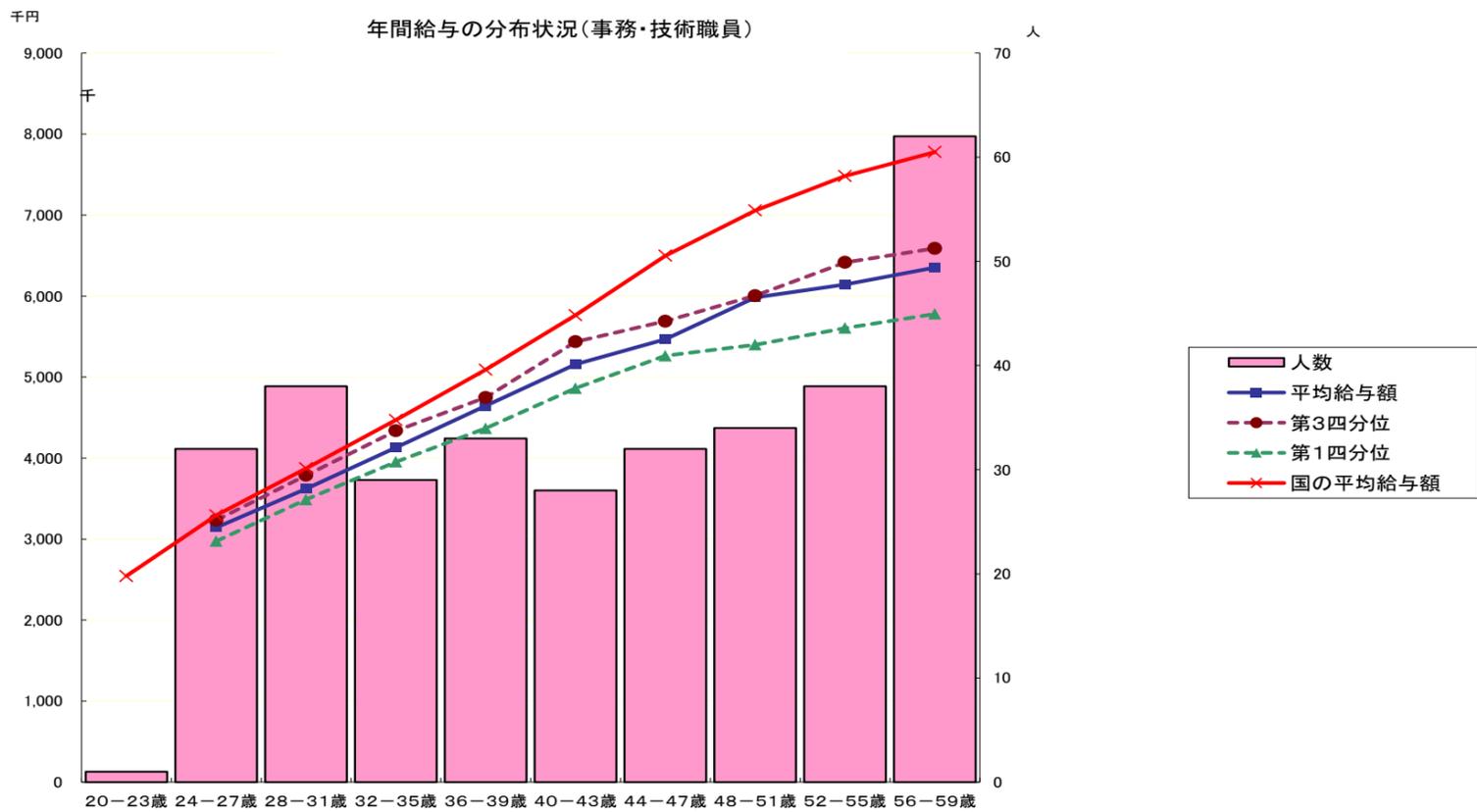
再任用職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.1	6,037	6,037	129	0
特任一般職員	3	62.5	3,888	3,888	150	0
特別教員	1					
専任病院長	1					

注:再任用職員(年俸制)の「特別教員」及び「専任病院長」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	168	34.9	4,063	3,569	70	494
事務・技術	24	39.1	2,927	2,213	99	714
医療職種 (病院医師)	81	32.4	4,254	4,254	48	0
医療職種 (病院看護師)	11	45.9	5,006	3,759	98	1,247
教育職種 (大学教員)	12	39.5	5,569	4,186	85	1,383
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	39	31.8	3,656	2,765	85	891

注:非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

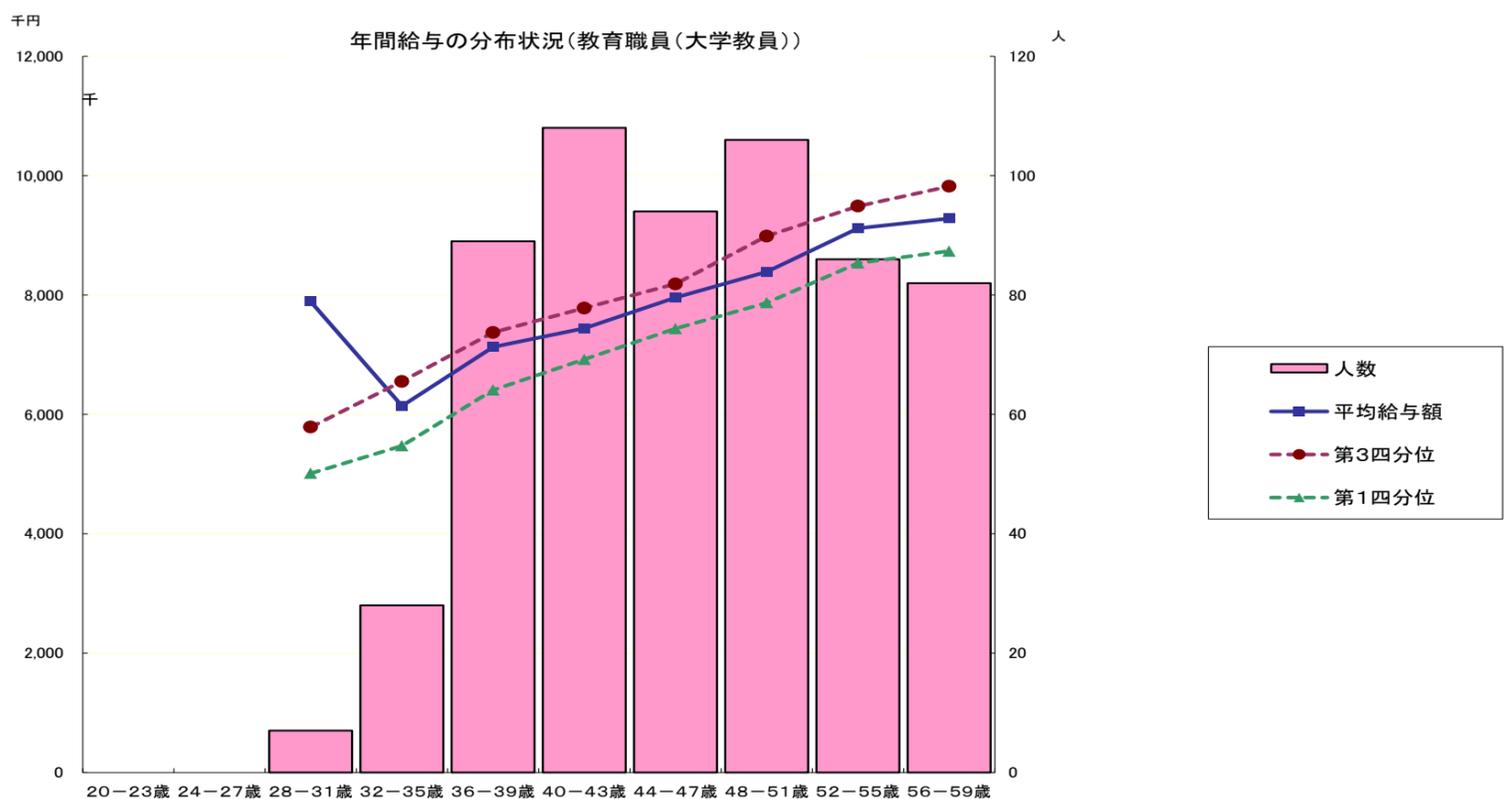
注:20歳～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円
			第1四分位 千円	第3四分位 千円	
代表的職位					
部長	5	57.3	8,326	9,328	8,749
課長	27	54.6	6,816	7,668	7,183
課長補佐	27	53.7	6,005	6,472	6,222
係長	120	49.3	5,354	5,823	5,559
主任	42	42.8	4,511	5,389	4,876
係員	106	31.3	3,214	3,998	3,652

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

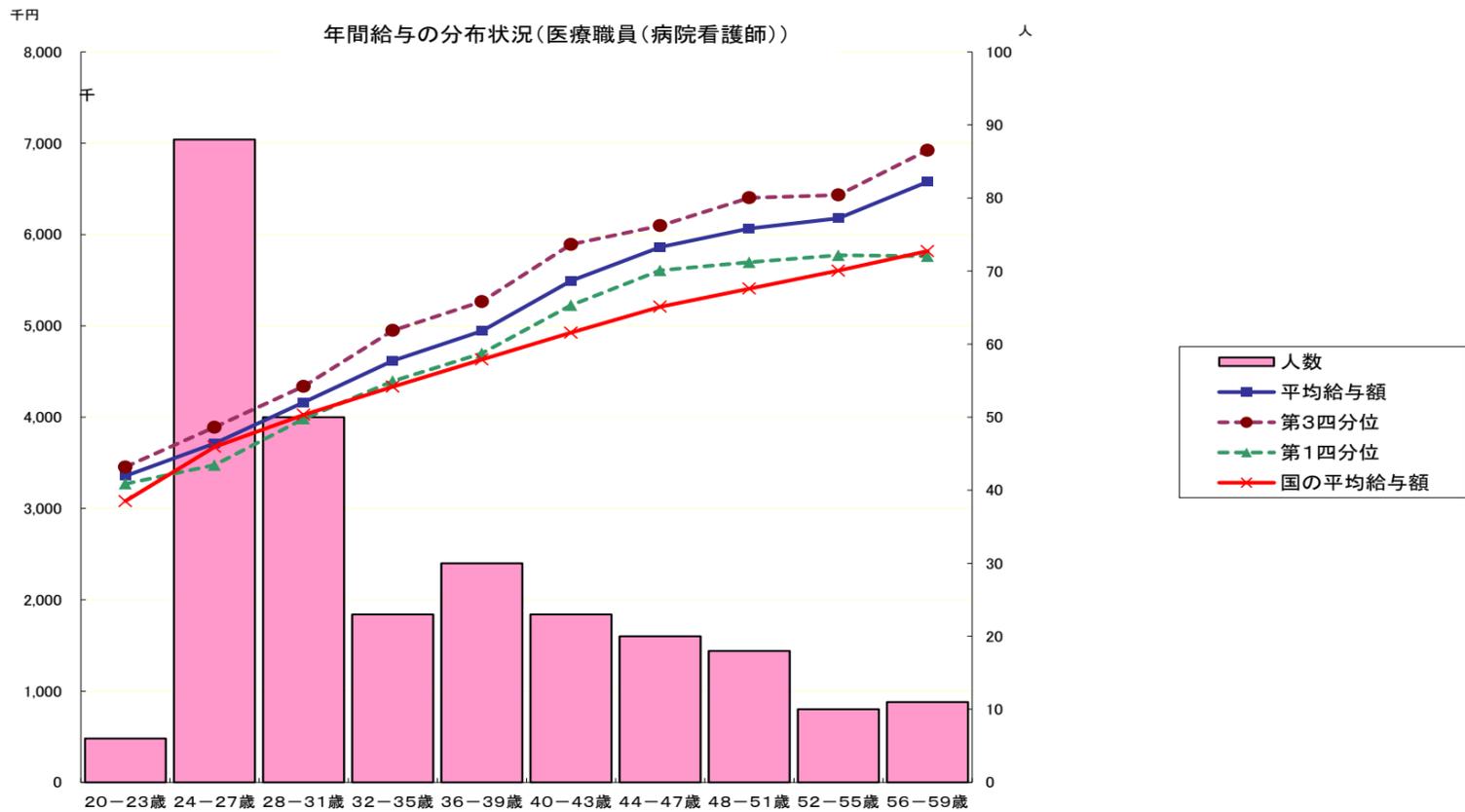
「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副課長」、「室長」、「専門員」を含む。



注:20歳～27歳は、該当者がいないため、年間給与については表示していない。
(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	234	54.8	8,729	9,299	9,708
准教授	182	46.4	7,256	7,732	8,288
講師	75	44.9	7,529	8,167	8,572
助教	150	40.5	6,068	7,090	7,451
教務職員	4	39.3	-	4,696	-

注:教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	52.8	-	6,751	-
看護師長	27	49.1	5,846	6,263	6,583
副看護師長	44	39.9	4,831	5,283	5,766
看護師	204	31.8	3,695	4,246	4,569

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)^{11人}／医療職員(病院看護師)^{9人})

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		チーム員 (一般職員)	チーム員 (一般職員)	主任・係長	副課長 係長	課長 副課長	次長 課長
人員 (割合)	327人	32人 (9.8%)	74人 (22.6%)	129人 (39.4%)	49人 (15.0%)	27人 (8.3%)	12人 (3.7%)
年齢(最高～最低)		32～22歳	55～25歳	59～34歳	59～45歳	59～39歳	59～53歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,952～2,048千円	3,833～2,376千円	4,448～3,041千円	4,997～4,124千円	6,458～4,316千円	6,184～5,328千円
年間給与額(最高～最低)		3,878～2,655千円	5,034～3,165千円	5,912～4,086千円	6,638～5,601千円	8,387～5,975千円	8,108～7,021千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 次長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		4人 (1.2%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59～50歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		7,498～6,116千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		10,068～8,326千円	～千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	645人	4人 (0.6%)	150人 (23.3%)	75人 (11.6%)	182人 (28.2%)	234人 (36.3%)
年齢(最高～最低)		51～32歳	62～29歳	57～30歳	62～31歳	62～41歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,935～3,346千円	22,676～3,553千円	17,442～3,751千円	8,576～3,553千円	15,483～5,335千円
年間給与額(最高～最低)		5,274～4,397千円	24,125～4,780千円	19,286～5,012千円	10,727～4,869千円	17,938～7,265千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	279人		204人 (73.1%)	44人 (15.8%)	27人 (9.7%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)
年齢(最高～最低)		～歳	59～22歳	55～28歳	59～39歳	57～50歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,742～2,360千円	4,833～2,888千円	5,538～3,713千円	5,114～4,759千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,389～3,127千円	6,433～3,857千円	7,518～5,030千円	6,975～6,508千円	～千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 64.3	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 35.7	% 36.7
	最高～最低	% 49.2～31.6	% 46.3～31.3	% 46.2～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 65.7	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 34.3	% 35.3
	最高～最低	% 42.5～32.5	% 39.7～30.2	% 41.1～31.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 64.5	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 35.5	% 36.7
	最高～最低	% 46.1～34.2	% 42.7～31.7	% 44.4～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 45.3～32.8	% 41.9～30.0	% 43.6～31.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 65.6	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.4	% 35.6
	最高～最低	% 42.5～33.1	% 41.1～30.6	% 38.2～31.8

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

86.3
95.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.3

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

106.6
100.4

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 86.3		
	参考	地域勘案	90.9
		学歴勘案	87.3
		地域・学歴勘案	91.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 14,777,438千円、支出予算の総額 40,525,821千円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は36.5%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であるとする。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	【検証結果】 今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 106.6		
	参考	地域勘案	108.8
		学歴勘案	107.6
		地域・学歴勘案	109.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して本学が講じた給与減額支給措置において、人員確保の観点から医療職員(病院看護師)は適用除外職員であることや国家公務員(医療職俸給表(三)適用者)の構成割合(「平成24年国家公務員給与等実態調査」)より)に比べ、本学は「大学卒業以上(最終学歴)」が49.5%(国は3.9%)と高く、また「1級適用者」に該当者がいない(国は10.6%)ことが大きな要因と考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であるとする。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 14,777,438千円、支出予算の総額 40,525,821千円:平成24年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は36.5%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であるとする。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	【検証結果】 国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適正な水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 102.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,713,941	11,430,025	△ 716,084	(△6.3)	△ 947,712	(△8.1)
退職手当支給額 (B)	1,180,133	1,478,298	△ 298,165	(△20.2)	△ 19,092	(△1.6)
非常勤役職員等給与 (C)	5,030,592	4,438,614	591,978	(13.3)	1,161,979	(30.0)
福利厚生費 (D)	2,019,729	1,977,220	42,509	(2.1)	178,213	(9.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	18,944,397	19,324,158	△ 379,761	(△2.0)	373,387	(2.0)

注 「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

i) 「給与、報酬等支給総額」が前年度比△6.3%になった要因

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して本学が講じた給与減額支給措置による減額が主な要因である。また人事院勧告の影響及び計画的な教職員の人員削減を行ったことも要因となっている。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置に関する削減額(区分毎)

区分	役員	事務・技能	教育職種 (大学教員)	技能・労務職種	海事職種	海技職種
特例に基づく減額 (千円)	6,665	112,846	295,410	752	3,198	1,931

区分	教育職種 (附属高等教員)	教育職種 (附属義務教育学校 教員)	その他職種
特例に基づく減額 (千円)	3,147	5,889	458

ii) 「最広義人件費」が前年度比△2.0%になった要因

- ・給与、報酬等及び下記要因による退職手当等支給額の減額が、主な要因である。

②「退職手当支給額」が前年度比△20.2%になった要因

- ・前年度に比べ教育職種の定年退職者が大幅に減ったことが主な要因である。また、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、支給水準の引き下げを実施していることも要因となっている。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)による退職手当の削減額
 役員:5,471千円 事務・技術:14,787千円 医療職種(病院看護師):4,044千円
 教育職種(大学教員):17,431千円 その他:4,769千円

③「非常勤役員等給与」欄に含まれる役職員の削減額

- ・給与・報酬等の支給水準引き下げ関係 27,102千円
- ・退職手当の支給水準引き下げ関係 93千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

役員に関する講じた措置の概要:職員の在職期間を有する役員の退職手当について、退職手当の基本額に100分の98を乗じて得た額とする。

職員に関する講じた措置の概要:職員の退職手当について、退職手当の基本額に100分の98を乗じて得た額とする。